

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和2年 1月 7日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和2年1月7日(火) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中 村 榮 憲	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	元 石 久 隆	出
2	江 口 啓 子	出	三津	城 尾 良 信	出
3	中 村 佐 代 子	出	大曲	福 島 啓 洋	出
5	城 島 訓 浩	出	吉田	北 島 知 典	出
6	荒 木 清 隆	出	田手	森 勝 浩	出
7	森 田 利 光	出	豆田	原 隆 司	出
8	小 林 宏	出	箱川	江 頭 秀 臣	出
9	大 坪 敏 博	出			
10	木 下 大 学	出			
11	内 川 正 良	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 北村 隆靖	係長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-------------	----------------------

5. 議事録署名委員の指名 8番 小林 宏 委員 9番 大坪 敏博 委員

6. 議 事

第1号報告	農地法第18条第6項規程による通知書	5件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	2件
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	3件
第3号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度 第8号農用地利用集積計画(案)の決定案件	6件

〔開会 午前 9 時 00 分〕

- **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和 2 年 1 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくお願いします。
- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 8 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。
- 8 番 小林 弘 委員 9 番 木下 大学 委員、議事録署名をお願い致します。
- **議長** 3 番の議事に入ります。

第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項規程による通知書	5 件
第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	3 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度 第 8 号農用地利用集積計画（案）の決定案件	6 件

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第 1 号報告について説明をお願いします。

- **事務局長** 1 ページをお願いします。

第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認 合意解約－1～5 を朗読。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。
 - **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3－1 について説明を求めます。
 - **事務局長** 6 ページをごらんください。
- 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件について説明します。整理番号 3－1 を朗読。
- 賃借権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、7 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たして

います。

申請地につきましては、8 ページに位置図、9・10 ページに字図の写しを添付しております。

説明は以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- 〇〇番（〇〇委員） 譲受人が今まで耕作されていたので問題ないと思います。
- 議長 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇推進委員ご意見をお願いします。
- 〇〇最適化推進委員 特に問題ないかと思います。
- 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- 議長 続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-2 について説明を求めます。
- 事務局長 11 ページをごらんください。第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-2 について説明します。

整理番号 3-2 を朗読。賃借権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、12 ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、13 ページに位置図、14 ページに字図の写しを添付しております。

説明は以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- 〇〇番（〇〇委員） 特に問題はないかと思います。
- 議長 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- 元石最適化推進委員 問題は無いと思います。
- 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- 議長 続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 について説明を求めます。
- 事務局長 15 ページをごらんください。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく

許可申請案件 整理番号 5-1 について説明します。

整理番号 5-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内。中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。転用目的である資材置場の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、17、18 ページに位置図、19 ページに字図の写し、20 ページに土地利用計画図、21 ページに求積図、22 ページに断面図、23 ページに建物平面図、24 ページに立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。申請者の代理の方が見えられていますので、何か申し上げることがあればお願いします。

○ **代理人** おはようございます。特段申し上げることはないのですが、合併浄化槽を設置する計画でございます。建物を建てるわけではありませんが、資材関係が返却された場合、資材をを洗浄する際、洗浄水等が撥水するため隣接者や、生産組合長と協議いたしまして、合併処理浄化槽で処理をしていこうということで計画しております。以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 合併浄化槽は何のために設置されるのですかね？

○ **代理人** 建築資材のリース業をやっております。返却されてきた資材ですとか、それらについた土などを洗浄して次回賃貸していこうと。洗浄した水を直接放流するのはいかんだろうというようなことで、今回合併浄化槽を設置して排水していこうということでございます。

○ **〇〇番（〇〇委員）** そしたら貸トイレとかもされているんですか？

○ **代理人** 貸トイレもされています。現場の方である程度洗浄しております。ただ、当然チェックした上で次につて話になりますので、糞尿が出るって事はないんですけどその辺のところを洗浄するということです。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 洗浄した水はどちらへ流されるんですか？

○ **代理人** 洗浄した水は合併浄化槽で処理後東側の水路へ放流する予定となっています。

○ **〇〇番（〇〇委員）** それをです、町の下水につなぐことはできないんですか？

- 代理人 事業用の排水と考えておりますので、下水道課の方とも協議したんですけども、下水道を利用するというのは問題があると。合併浄化槽通じで排水するということで処理しています。
- ○○番（○○委員） その地区の方からですね、浄化した水を流してくれるなど言われているんですよ。浄化した水が田んぼとかに入っていくんでそれでは困るということなんですよ。
- 代理人 合併浄化槽を通じて下水道でってことですか？
- ○○番（○○委員） うん。東側の水路に流すなど要望が出てますので。
- 代理人 下水道の方と協議していくようにいたします。前回協議した中では事業用の排水なのだから合併浄化槽でしていく計画でした。
- ○○番（○○委員） 地区の人とよく話されましたかねえ。
- 代理人 はい、一応そういったお話はさせてもらいましたけど。
- ○○番（○○委員） 地元の人はいあんまり聞いていないような話だったんですけどね。
- 代理人 地元の生産組合長さんとかには話をさせていただきましたけど。
- ○○番（○○委員） 反対してるのは○○地区の方なんですよ。その生産組合長ははいあんまり聞いてないみたいなんですけどね。うちに見えて流さないでくれって要望が出てるんですよ。
- 代理人 わかりました。○○地区の生産組合さんにお尋ねしてみたいと思います。
- 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。
- ○○推進委員 今月の5日の日に役員さん5人と大字○○の区長さんと私の家の方に出てこられまして、部落としてはぶっちゃけた話今の時点では反対ということなんですよ。トイレの洗浄した水の問題とかで反対ということなんで、もう一回部落の方とですよ、話し合いの場をもってもらったほうがいいと思うんですけどね。ちょっと5人も6人も家に来られてですね。部落としては今の時点では絶対反対ということだったんです。1回ちょっと部落と話してみてください。
- 代理人 わかりました。
- 議長 こういった問題はよくあると思うんですよ。申請地の区長、生産組合長の同意を得ても、一番影響を受ける地区から同意を得るべきと私は思うんです。農業用水だったら用水に問題がないとか、地域の排水に問題がないとか。ここから一番近い家は○○地区です。やっぱり言われているということで。先ほど委員さんも言われましたように、地区の方に説明してくれませんか。
- 代理人 わかりました。

○ 議長 ほかに質疑のある方はお願い致します。

○ ○○番(○○委員) ちょっとネット上で調べてみたんですが、今の資材置き場と今回の申請地とどのくらい大きさが違うんですか？

○ 代理人 今現在賃貸しているところについては 1,200 m²でございます。今回のところは進入路を除きますと、2,500 m²くらいとなります。

○ ○○番(○○委員) ネットで見たんですが。Google ですが、かなりの量を置かれてますよね。これが全部、トイレ等がこっちに来るんですか？

○ 代理人 トイレだけではなくて一応佐賀営業所としてこちらに進出したいということです。

○ ○○番(○○委員) あとそれと同じようにこの貸トイレをされているところをネットで調べると、ジェットウォッシャーとかでこびりついたものを飛ばされていますよね。そういう洗浄とかないんですか？ジェットウォッシャーとかでトイレの下を洗うとか。

○ 代理人 それは現場の方で洗浄して、中まで洗浄したやつを次回に賃貸するやつということで。次回に賃貸するものは、もう一度チェックをしたうえで貸していくと。ですので、申請地で、洗浄するという事はないです。あくまで引き上げ時に洗浄して、きれいになった状態で引きあげてくるといふ形をとられています。

○ ○○番(○○委員) では、悪臭とかの問題は？

○ 代理人 それは現在の現場でも私たちが確認しましたが悪臭等につきましては発生していません。

○ ○○番(○○委員) みやきの現場のとはよう通るばってん臭かもんね。おたくさっき現場で洗うて言いよるばってん、現場で家建ちよところに貸すでしょ？なら流した水はどこに流しよるんですか？

○ 代理人 現場で洗うというか、汲み取りをして

○ ○○番(○○委員) 汲み取りするやなくて、その後高圧洗浄で洗うでしょうもん。中の化学薬品とか入ってるやんね。現場で全部洗われんでしょうもん。そうけん事業所に持って帰ってそこで洗いようとやろうもん。そいけんちかっとな臭いがするでしょうもん。家の南側にあるけん絶対文句言われるよ。そしてその水は下流に流れていくわけですよ。糞尿とか化学薬品が混じった水が。

浄化槽があるとはよかばってん積んどる資材の水が水路に入ったらどがんすっですか。その懸念もあるわけですよ。夜こそっと流されたりしたら下流のものがバカ見るですもん。そがんとばなんで農業用水に流すかって地区から絶対言われますもんね。お前どんなんしよっかって。なんでこがんとば許可すっかってね。あとからいろいろ言われるとは目に見えとるけんが、私はこれはでけんと思うです。

○ 議長 ほかにありますか。

○ ○○番（○○委員） やはり○○地区だけじゃないと思うんですよ。先ほど言われたように、その下の○○や○○に影響が出てくると思うんですよ。ですから申請地が同意したから即竣工てのは難しいのかなと思いますね。

○ ○○番（○○委員） あと近くにヨコオ物産があるけんね。あそこは食品関係してるけんね。そういうとこの影響も考えてやらんといかんじゃなろうかと思いますけど。放流するならなおさらね。

○ 事務局 先ほどから下水道の話が出ていますけども、事務局の方で確認している部分がありますので。申請受付時には合併浄化槽で綺麗な水にして、排水をするということは問題ないので、受理しましたけど、地区の反対があったということがあったので、下水道の方に確認しましたら、一応雨水が入らないようにしたら、野外洗浄と書いてあるので、その野外での雨水が入らないように、倉庫なり建物を建てれば下水道につなぐことは可能と言われました。下水道の本管も申請地の南側まできていますので、少し本管を伸ばしてもらって引き込むということであれば下水道接続は可能という回答をいただいています。浄化槽で水路に放流するというのが地区の方はひっかかっているみたいですので、下水道に接続できることを申請者の方にお話しただいて、検討していただくという形がいいと思いますけど。

○ 議長 今事務局の方から出しましたけどそういった方向で進めていくということで、委員さんたちどうでしょうか。とくに簡易トイレについては屋内で洗うということで、公共下水道につないでいただくということで協議をしていただきたいと思います。

○ 代理人 今事務局からありましたように、下水道からそのような意見があったのであれば施主の方にお話しして、雨水と汚水と分離させた形をとって排水していきたいと思います。それと、○○地区のほうにもそういったことを説明していきたいと思っています。よろしくお願いします。

○ 議長 この件については、地元に再度説明していただくという事と、公共下水道へ接続、屋内洗浄ということで、継続協議という形をとりたいと思います。意義はございませんでしょうか？異議なしと

いう形で進めていきたいと思っています。

○ **代理人** ありがとうございました。

○ **議長** 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 について説明を求めます。

○ **事務局長** 25 ページをごらんください。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 について説明します。

整理番号 5-2 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営

筑後川土地改良事業区域外。中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。転用目的である特定建築条件付売買予定地の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、26、27 ページに位置図、28 ページに字図の写し、29 ページに土地利用計画図、30 ページに排水計画図、31 から 33 ページに断面図、34 ページに建物平面図、立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 特に問題はないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 問題はないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-3 について説明を求めます。

○ **事務局長** 35 ページをごらんください。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-3 について説明します。

整理番号 5-3 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域内で、国営

筑後川土地改良事業区域内。町役場から概ね 500m 以内であるため、第 2 種農地と判断されます。転用

目的である一般住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、36、37 ページに位置図、38、39 ページに字図の写し、40 ページに土地利用計画図、41 ページに建物平面図、42 ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。ここは私の担当地区ですが、特に問題はないと思います。地元委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ **○○番（○○委員）** 問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ **○○最適化推進委員** 問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第3号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度第8号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。

○ **事務局長** 43 ページをごらんください。第4号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が1件、再設定が5件の計6件で、田が9筆 23,798 m²、畑が1筆 987 m²、合計の 24,785 m²となっております。

次に44 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,381,503.61 m²、今回解約面積 36,456 m²、今回計画といたしまして 24,785 m²、現在の合計 4,369,832.61 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

○ **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。

○ **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。

これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前10時20分